

## 菊池まると市場

## 環境王国菊池農業生産基準の制度概要

区分	菊池市農産物の 安心・安全な 栽培基準の名称	内容	表示マークの意味	特徴	手続き	登録認定期間	※参考 くまもとグリーン農業の分 類
1	「環境王国」 菊池農業生産基準 1	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を熊本県知事が認定した農業を営む者。	認定計画を受けた計画に基づいてエコファーマーが生産した農産物について表示できるマーク。	化学肥料由来窒素を通常より30%程度削減する技術の導入、かつ化学合成農薬を通常より1～3回以上削減する技術の導入。	前提として、エコファーマー認定手続き、又は更新手続きが必要です。	5年	エコファーマー
2	「環境王国」 菊池農業生産基準 2	農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドラインで定義される農産物	特別栽培農産物の表示とともに表示できるマーク。	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し50%以上削減かつ菊池市で栽培された農産物。	前提として、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく生産及び農産物表示が必要です。	確認責任者が確認	特別栽培農産物
3	「環境王国」 菊池農業生産基準 3	熊本型特別栽培農産物「有作くん」の県認証を受けた農産物	「有作くん」の認証農産物に表示できるマーク。	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し50%以上削減。総窒素施用量は慣行レベルが上限かつ菊池市で栽培された農産物。	前提として、有作くんの手続きが必要です。(熊本型特別栽培農産物取扱要領に基づく栽培方法等あり。平成2年8月23日付け経普第575号農政部長通達)	1年	有作くん
4	「環境王国」 菊池農業生産基準 4	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し70%以上削減して生産された農産物	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し70%以上削減して生産された菊池市で栽培された農産物に表示できるマーク。	化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を熊本県の慣行レベルに対し70%以上削減かつ菊池市で栽培された農産物。	栽培履歴の提出要。	確認責任者が確認	特別栽培農産物
5	「環境王国」 菊池農業生産基準 5	化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用。	化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用のものである菊池市で栽培された農産物について表示できるマーク。	化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用かつ菊池市で栽培された農産物。	栽培履歴の提出要。	確認責任者が確認	特別栽培農産物
6	「環境王国」 菊池農業生産基準 6	「有作くん」の県認証を受けた農産物のうち化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用。	「有作くん」のうち化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用のものについて表示できるマーク。	化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用。総窒素施用量は慣行レベルが上限かつ菊池市で栽培された農産物。	前提として、有作くんの手続きが必要です。	1年	有作くん100
7	「環境王国」 菊池農業生産基準 7	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づき格付けされた有機農産物	有機農産物について表示できるマーク。JAS法の基準に従います。	作付けほ場は他からの農薬の影響を受けないこと、化学肥料及び化学合成農薬を作付け前2年間かつ栽培期間中不使用かつ菊池市で栽培された農産物。	前提として、JAS有機の認定手続きが必要です。	1年(1作)	有機農産物

